

第1節 明治・大正時代

氏名	任期及び改選時期
土田弥十郎	明治一四年一月より明治一五年一月
土田弥十郎	明治一五年一〇月より明治一七年五月
近藤喜兵衛	明治一七年五月より明治一九年一月(補欠)
近藤徳兵衛	(補欠)
近藤喜兵衛	(補欠)
近藤喜兵衛	明治一九年一月より明治二二年一月
丹羽三九郎	明治二二年一月より明治二三年四月(補欠)
吉田基治	明治二六年九月改選
社本伊右エ門	明治四〇年九月改選
野田正昇	明治四四年九月改選
大正一二年九月改選	

(1) ○ 郡会議員および県会議員選挙の有権者数と状況

年次	選挙人數	投票人數	棄権者數	投票率
大正四年 第五次 第六次	五九三 名	一五五 名	四三八 名	二六・一四%
大正八年 第六次	六〇四	二四六	三五八	四〇・七三

(2) ○ 県会議員選挙有権者数の変遷

年次	有権者數	年次	有権者數
明治三九年	六〇六 名	大正五年	六〇五 名
明治四〇年	六〇五	大正一〇年	六三六
明治四一年	六〇七	大正一二年	九二三
明治四五五年	五九一	大正一五年	一、六〇五
大正二年	六一〇		

## 村の経済 と金融

明治維新後政府は経済政策を強力に推進するなかで、農村に対する多くの産業開発と保護を行つたが、その実効は充分でなく、旧来の慣習がかなり根強くのこり、農業生産面でも江戸時代からの幼稚な自給自足の経済からしだいに當利経済へと移行したもの、本格的には大正時代になつてから急速に進んだといえよう。

金融面においても、河川、道路などの改修等公共事業には政府、銀行の資金を利用してゐるが、個人の金融になると、概ねこれまでの習慣による個人相互の貸借がもつとも多く、少額かつ短い期間で、"時借り"ともよび、部落内の融通が多かつた。

また頼母子講が多く組織され、講員はこれを利用して貯蓄あるいは自家の出費にあてた。こうした講は本来、神社仏閣の修理、羅災者の救助にあてることが主旨で、昭和の初めまで町内でも行われていた。

大正時代の晩年に発生した金融恐慌は、農村部に大きな動搖をあたえた。

主要産物の繭、米の価格の下落は一時にして農村を不況におとし入れた。

### 第二項 産業

#### 農業の概況

明治維新は、農業振興の上に大きな力を与えた。

- すなわち、(1)農業社会における封建主義の撤廃
- (2)貿易の解放と農産物市場の拡大
- (3)農産物の作付品目制限の廃止
- (4)農作業の改良と技術の導入
- (5)田畠の私有を認めるとともに、売買の自由など種々の改革と条件の緩和は、農業の育成と援助に拍車がかけられた。

## 第1節 明治・大正時代

表2-32 耕地の推移

年代	区分	田	畠	計
		町反	町反	町反
江戸時代中期				648.1
明治時代初期		540.1	326.3	866.4
明治時代中期		709.7	383.3	1,092.9
明治時代末期		739.1	292.3	1,031.4
大正時代中期		727.6	312.8	1,040.4

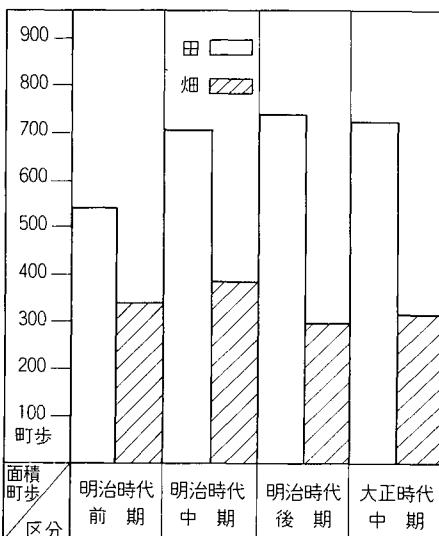


図2-83 耕地の推移(町資料より)

こうして農業施策が本格化する中で、往古より開発が進み、沃地であった大口町は木津、入鹿用水など灌漑用水路の改修、整備もますます進み、気候にも恵まれ、農産物の生産には好条件をそなえ、全町稻作を主体に純農村として大きな伸展を見るところとなつた。

農家は多くの困難に堪え

耕地の増加に努力するとともに、栽培作物の選択について研究を重ね、生産量の増大を計り、生産意欲の向上をめざした。

このころの農家戸数は、一、〇二七戸で耕地面積は、田約五四一ヘクタール、畠約三二六ヘクタールであり、農家一戸当たりの耕作面積は少なく、田はすべて水稻が、普通畠は野菜、粟、きび、綿が明治初年には多く栽培されていた。

同時に桑もかなり栽培されていた。

き、農業の進歩、改良を図った。

とくに稻作が主体であったため、冬期における農作物、なかでも水田の裏作については作物の研究がさかんに行われ小規模ながら栽培品目は多様化した。これと同時に農閑期利用を重点に、副業的な農作業も積極的に研究された。

### (1) 農作物

(イ) 稲作：このころよりすでに品種の改良、施肥、病害虫防除などについて研究がなされ、収量、および品質ともに進歩した。

当時、米の平均反収は一石二斗～一石五斗ぐらいであり、稻の品種は改良されたものの、昭和初期の人工交配による優良品種の導入までは、選抜淘汰の方法であり、収穫量の増加は十分でなかった。

明治年間は、中晩生種の関取神力が多く、大正期に入つて関西系の京早生、丹波、関東系の愛国などが多く栽培されたようである。その後愛知旭、報国が普及した。

(ロ) 水田裏作物と畑作物：乾田には大麦を始め小麦、はだか麦の栽培が増加し農家収入は増大した。また湿田も用排水が完備されるにしたがい、大根種子の採種、ナタネ、ばれいしょなどの栽培が、年を追うごとに活発になり栽培方法の研究、改良もされ、增收を図った。一方畑作物は里芋を中心に野菜の栽培が増加し、販売量が拡大するにつれ、明治四〇年ごろより、古知野、岩倉など近在市場や、遠く名古屋枇杷島市場へ出荷する農家も増加した。

(ハ) 畜産：農家の副業として養鶏、養豚が広く行われたが、いずれも小規模であった。

これは自家消費として、また動物の糞尿を耕地に還元し、地力増強の自給肥料とするなど、農家にとつては、

一石二鳥を狙つたものであつたが、明治末期より大正時代になつて大口町では、しだいに飼育頭羽数が増加し、養鶏においては鶏卵販売目的に、経営の拡大をする農家の増加をみた。

(二) 肥料：明治四〇年ごろの調べでは約九〇パーセントが自給肥料であつたが、大正初期になつて豆粕、魚粕、石灰などの購入肥料がしだいに増加しはじめた。また農作物の害虫退治には大正時代に入つて石油や除虫菊液が使用されている。

(ホ) 農具：明治三〇年ごろの資料には、農具として、鍬、備中、唐箕、鎌などがしるされている。この時代の農具はほとんど人力によるもので、かなり過剰な労力が払われた。

大正時代になると足踏み脱穀機と牛馬による耕起が多くとり入れられ、その後、昭和初期の石油発動機、糾すり機、米送機などの使用へと移行した。

(ヘ) その他：栽培品目の多様化、經營の多角化が図られるなかで、明治一八年ごろを頂点に増加の一途をたどつていった、農業者の数はやや下火となり、地方によつては商工業の發展と相俟つて、農家の減少さえ見られたが、大口町においては大きな変動は起こつていない。

こうした状況の中で国、県においては農業振興の施策が積極的に遂行された。すなわち、明治初年の農談会の設置に始まり、明治一年の農事通信員の配置、明治二六、七年の農事試験場、農事講習所の設立、そして明治末期における農会の設立とその充実などであつた。

一方、明治二〇年ごろより、人口増加に伴い食糧問題が発生し、耕地の拡張と同時に耕地整理、用水の改修が実施された。

## 水利と 用水管理

明治政府の主要施策であつた農業振興は、水利事業の広範にわたる急速な進展をうながした。

明治七年三月県は通達を発し、水路の可能な土地があればこれを速やかに協議し、積極的に開発事業をすすめ、以後地域の利益増大を図るよう指示した。また明治一五年県は各町村において水路の開発に積極的に取組むよう指示するとともに指導にあたり、多くの灌漑用水路が町内でも改良・整備された。

明治一三年の太政官布告による井組・明治一八年に組織された水利土功会、そして明治二三年公布の水利組合条例、明治四一年に土地改良の進展を図る目的で制定された水利組合法など目まぐるしく変わるなかで、水利組合の組織もますます充実した。

この地域では、古木津井組、新木津井組、幼川井組がそれぞれ関係の農民で組織され、これらがもととなり水利土功会、さらに明治三三年設立された木津用水普通水利組合へと管理、運営が受継がれ、用水利用、課金の徴収など水利全般にわたる業務を行つてきた。

本町にもつとも関係の多い木津用水の管理はつきのよき経緯をたどつてきた。

- (イ) 廃藩置県後より明治九年まで県土木官吏により、のち井組総代が管理し、明治一三年木津井組連合会が発足した。
  - (ロ) 明治一四年には水役所が廃止され、水利土功会が設立され、関係町村の共同管理へ移行した。
  - (ハ) 明治三三年三月「木津用水普通水利組合」が組織され、東春日井郡役所内に組合事務所が開設された。
- (二) 組合事務所は一時、犬山市の木曽川左岸堤防上の犬山水源事務所へ移転されたが、昭和六年一月に灌漑地域の中心である小牧市に移された。

稻作中心の農業であつた本町では、耕作用の水を導き、土地の保護には大きな努力が払われたことはいうまでもな

灌漑反別 536町3反3畝27歩

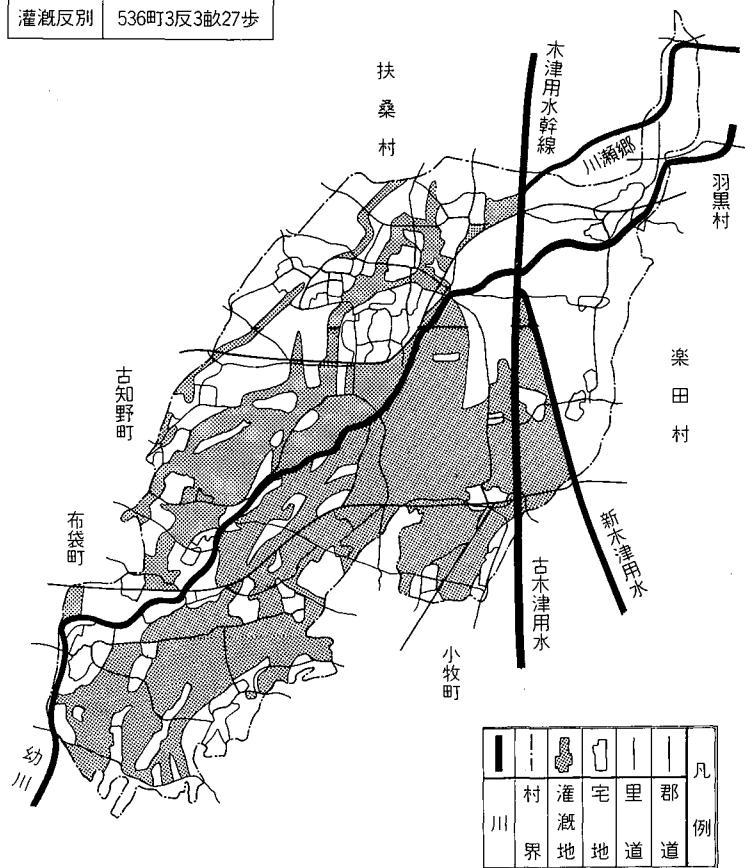


図2-84 木津用水灌漑図

いが、「我田引水」の言葉が示すように組合では、公平な配水をするためかなり苦心をした。

農家にとつて水利の良否は死活問題であり、田植時期になれば用水の扱いの開閉について利用する地区の代表によつて、分水の割合、番水などとあわせて協議をし決めていたが、水利は進んだとはいえ、水をめぐる争いが多く発生し田植えがかなり延びたこともあつたと伝えられている。

また大雨による用水の氾濫も数多く発生した。ことに木津用水系水路の堤防決済が多く、明治元年の入鹿池決済の折をはじめ、明治一七、一八、四〇年および大正七年の洪水の時は外坪・小口・二ツ屋地内で堤防決済があり、かなりの被害を受けたと記録され、その都度、村人の修理・改修へ大きな努力が払われた。

明治一六年には小口地内の川床巾の拡張・堤防の嵩置の大工事が行われ、ついで明治一九、二〇年にも大改修工事が、さらに大正一四年の二ツ屋地内での堤防決済に際しては、名古屋市の資金援助をうけ、堤防約一・二キロメートルの嵩置増強工事と約八五〇メートルにおよぶ護岸工事が施行され、今日の整備された用水路ののもととなつた。

一方、五条川水系もたびたび水禍にあり、改修を重ねてきたが、さらに用排水の完備を期し、水路の改良、堰堤の改廃などを施行するため、沿川各町村で五条川工事期成同盟会が、大正一五年に組織された。

### 耕地整理

#### 実施されるようになつた。

本県においては明治二七年三河地区で水田の整理、改良が実施されたのが始まりである。その後明治二〇、二二、四〇、四三年、大正三、八年にあつついで、耕地整理に関する法令が公布され、各地で耕地整理組合が組織され、事業推進が積極的にはかられ農業生産はしだいに増強された。

大口町では明治四三年、大字外坪地区が隣接の小牧巾下・耕地整理組合に加入し、この事業に着手し耕地の大半を整理し、大正初期に至つて完了した。詳細については記録された資料がなく詳かでない。

### 養 蚕

大口町は、概ね全域にわたつて耕土が桑樹の栽培に適し、かなり古い時代から養蚕が発達し、畑地の多くは桑園となり隣接する古知野（現江南市）、扶桑町とともに養蚕地帯を形成していた。

古書によるところでは、文化年間（一八〇四～一八一七）すでに天然の桑によつて蚕が、かなり広い範囲で飼われていたとされているが、その方法は幼稚であり、規模も小さいものであった。しかしこれが明治時代中期になると、飼育方法はかなり改良され収織量も増加し、農家の収入源として重要な位置を占め大いに発達した。

蚕ははじめ、物置、屋根裏、居間を利用し飼育し、人々はその間、土間や縁側で寝るところが多くあつたが、しだいに方法が科学的になり、温度、湿度の調節の関係で密閉式の室が必要となり、別に部屋を造りあるいは居室の障子や壁の隙間に紙を貼り、ここで飼育する方法が取り入れられた。また天井や屋根に窓を設けて温度を保ち、さら縁の下に炉をつくり、水を湧かして湿度を保つように家を改造し飼育する養蚕家もできた。

こうして飼育方法の改良は、明治二〇〇同二〇〇年ごろの安樂育より條桑育となり、加温用火力も焚火、木炭などであったものが、大正時代にはいり煉炭となり、また大正末期に至つて電気保温施設も一部で行われた。

このように多くの飼育方法の変せん、改良は人々の生活様式まで変えるに至つた。

飼育量の増加に伴つて桑園は拡大し、最盛期には家中はすべて桑葉で埋まり蚕室となる家が多く、そこで蚕の掃立てから上簇まで行われた。

その後大規模な養蚕家は「蚕室づくり」といつて、養蚕専用の家を建て、ますます経営の拡大、向上を計った。大町では現在もこうした、蚕室づくりの建物は見られる。

明治初期は飼育回数も年間春一回か、春夏の二回で収織量も少なく繭質も十分なものでなかつたが、飼育方法の改良と合わせて桑、蚕種の改良もしだいに進み、同時に県、郡、市町村において指導機関の設置もなされ、養蚕農家はますます増加し、これを農家経営の主体とし生計の中心とする家もかなり多くなつた。

こうした中で明治二十四年に発生した、濃尾大震災につづく明治三八、四三年の晩霜、大正元年の降雹などによる桑園の被害は、養蚕の振興にとって大きな支障となつたが、政府の積極的な補助と、糸価の高騰により、これが伸展に一段と拍車がかけられた。

とくに明治末期から大正時代、そして昭和時代の初期には、大口町は大きく伸びた、雅蚕の共同飼育、技術員の設置、扶桑町に設立された組合製糸の操業などによる好条件、明治四〇年布袋町（現江南市）に丹羽郡蚕業試験場の設置、明治四五年の県立原蚕種製造所の設立によるところが大きく、養蚕熱はますます活気に満ちた。

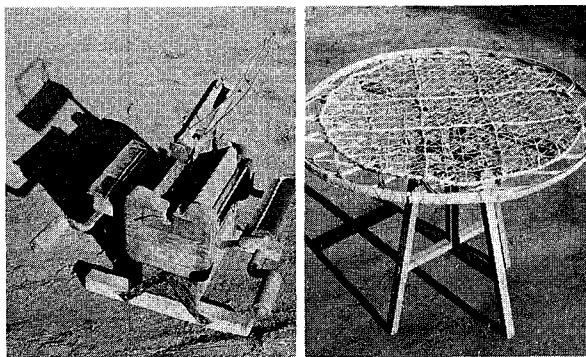


図2-85 養蚕具(二点)

表2-34 春繭と米価格の比較

年 度	春繭 1貫 匁の価格	米 1俵の 価 格
明治33年	3.00 円	4.90 円
明治37年	5.75	5.35
明治43年	4.90	4.40
明治45年	4.90	7.70
大正2年	5.15	8.50
大正6年	7.20	6.00
大正8年	12.00	16.40
大正12年	8.10	10.20
大正12年	12.80	14.00

表2-33 桑園面積の推移

年 度	面 積	年 度	面 積
明治15年	223.2 ha	大正5年	259.0 ha
明治25年	218.6	大正7年	257.3
明治35年	251.1	大正9年	240.6
明治45年	267.8	大正11年	236.8
		大正13年	246.5
		大正14年	246.5

(県統計書より)

“田つぶし” 明治、大正、昭和と発展してきた養蚕は、桑の需要の増について 大となり大口町の桑園は畠地はもとより、灌漑の不備な水田を主体に水稻栽培の可能な水田にも桑苗が多く生産された。これを桑の“田つぶし”栽培と呼び、かなりの面積があつた。

(1) 桑の品種改良

養蚕の発展にともない桑品種の改良も、積極的に実施された。

明治三〇年ごろまでは、十文字、青市など在来種がそのほとんどであつたが、明治四〇年になると、これらにかわって固定種が多く栽培された。なかでも早生桑が多くなり、さらに夏秋蚕の飼育が活発になると、魯桑系の大葉物に栽培が集中した。

これにより繭の収量、質ともに向上し、養蚕家は一段と活気にあふれた。

## (2) 蚕種

明治の初めごろは、ほとんどの養蚕家は、蚕種を県外（長野、滋賀）より購入していたが、明治一四年、五年ごろより町内で自家用蚕種を製造する家もできた。

これが年々普及し同二五年ごろには、蚕種の製造を専門にする農

家が數軒現われ、養蚕家の利便にこたえるとともに蚕種の検査をうけ、これが改良につとめた。なかでも明治末期から大正初期にかけ、外坪地区には蚕種製造に力を入れる家があり、研究改良を加え優良蚕種の供給を行つていた。

### 農会

明治初期に各村で農談会が組織され、これをうけついで農会が成立しているが、当時は多分に地主的な性格が強く、生産の増大を図るというものの、小作農民にとつてはあまり有益でなく、明治三二年の農会法など農事に関する諸法令が公布されても自主的な運営は少なく、行政的な色彩の強いなかで、明治三九年旧小口村、太田村、富成村農会が合併して大口村農会が新しく発足した。

堅実な組合員を基盤に組織運営され、多くの事業を積極的に推進し、農業生産力の向上に努めてきたが、大正一二年には規約を改正しさらに、目的達成に向かつて一層の努力が払われた。

すなわち、米麦作の增收改良、種子の更新と輪旋、農畜産に関する研究会、品評会の開催、病害虫の防除、および農産物の共同販売、各種組合の育成につとめるとともに、青年団、産業組合と協力し地域農業発展の主柱となつた。当時農会はつぎのような会則（規約）をかかげ目的の完遂に努めた。

### 第一条 目的 農業の改良発展を図るをもつて目的とす

### 第二条 事業 (1) 農業の指導奨励に関する施設

(2) 農業に從事する者の福利増進に関する施設

(3) 農業に関する研究調査

(4) その他農業の改良発達を図るに必要な事業

第五十四条 経費 本会の経費は会員の負担および、その他の収入とす。経費分担、収入方法は毎年総代会においてこれを定む。

つぎに大正一二年規約改正時会員は、二、一一七〇人であつたが、昭和初期の農村経済の恐慌による疲へいでやや減少の傾向がみられたが、昭和八年には二、四六一人となつてゐる。

一方、農会は大正期になつて多く発生した小作争議の解決にもあたつた。

表2-35 農会の収支状況

年 度	収		支	
	合 計	内 会 費	合 計	内 事 業 費
大正一四年	二、八三九・四二	一一、二三五・七四	二、〇九二・九四	三三三・四六
昭和二年	二、八九二・五六	一一、〇七一・〇五	二、七一九・三四	八七五・四四
昭和四年	三、三七四・六九	二、七五七・三〇	二、九二一・二七	九六八・六八
昭和六年	二、四〇〇・〇〇	一一、八八八・〇〇	二、四〇〇・〇〇	九一〇・〇〇
昭和八年	二、七二一・〇〇	二、〇五一・〇〇	一、〇六五・〇〇	一、〇六五・〇〇

産業組合 経済社会の発達につれ、農家経済の向上を目標に農村各地に発生した産業組合は、地域農業発展上大いに貢献した。

大口町においては、○大正七年九月有限責任余野信用販売購買利用組合。○大正一二年三月保証責任小口信用購買

利用組合。○大正一四年一月有限責任河島信用購買組合がそれぞれ設立された。

組合名	出資金	組合員	口数	所在地
小口信用購買利用組合	八、五〇〇円	一二九	四二五	大字小口字前田十三
余野信用販売購買組合	一〇、〇六〇	一三二	五〇三	大字余野字西浦二二一
河島信用購買利用組合	五、一〇〇	五〇	一七〇	大字小口字河田二二一

つぎに資料にもとづき事業の概況を示すと

〈保証責任小口信用購買利用組合〉

この組合の目的は、

- (1) 組合員に必要な資金を貸付し併せて貯金の便宜を計る。
  - (2) 産業又は経済に必要な物資を買入れ、これを加工あるいは未加工のまま組合員に売却する。
  - (3) 組合員に産業上又は経済上必要な設備を利用させる。
  - (4) 農業倉庫業法により農業倉庫の經營をする。
- などが主なもので、毎日正午より日没まで営業し、組合員の便宜をばかり日用品、生活必需品など安価に供給していた。

業務の成績はつぎのようであった。

年次	組合員数	出資金	貯金	貸付金	購買高	剩余金
初年度	二一七人	三、二四八円	八、〇七六円	四、一二四円	一、三三三円	
二年度	一一七	五、〇七五	一一、六六三	一六、一六八	一七、一六三	一一三
四年度	一一八	七、五一	四八、六五五	一〇、三六一	一七、七八三	三九〇
六年度	一一七	五、一〇九	五一、六〇九	一九、九八一	一五、七二五	三三一
八年度	一二三	八、〇二五	五三、五六四	二一、二二三	△	三〇〇
十年度	二三〇	八、〇三四	四三、〇六六	一九、〇一六	五二八	一、三三三円

昭和二年に建設された農業倉庫の経営は、近在ではあまりその類を見ず注目の的であった。

年度	総入庫量	販売数量
昭和三年	二、四三〇俵	一、八二三俵
昭和四年	一、五三二	七五一
昭和五年	四、一二四	一、六三七
昭和六年	二、二七九	一、九二三

当時の入庫数量、販売数量は左表のようであつた。

〈有限責任余野信用販売購買組合〉

小口組合と同様組合員への生産資材の廉価供給と、麦繭、タマゴ、藁工品などの共同販売を主体に業務の推進を図

つた。

〈有限責任河島信用購買組合〉

明治三九年二月に設立された二ツ屋購買組合と萩島信用購買組合とが、合併して河島信用購買組合ができた。信用、購買事業の主体に地域農業の発展を図り、堅実な経営を推進するとともに、農村の風紀の改良にもつとめ、郡内の優良組合として、多くの表彰をうけた。

**地租改正** 明治政府は近代国家の建設を図り、幾多の変革を推進する中で、多額の経費の必要にせまられた。

当時の政府財政は歳入の約八〇パーセントが地租で占められ、ほかに恒常的な歳入がなかった財政は非常に苦しい状況であり、このため政府は、不換紙幣・国債の発行などを行い、当面財政の健全化を図るよう努努力した。

こうした事態のなかで、農民の生活に直結する施策、すなわち「地租改正」が明治六年七月公布された。

この改正の中心点は、地価算定の改正であり、長い間租税に苦しんできた農民は大きな期待をもつた。地租は地価をもとに賦課され、地価算定のため土地面積を把握するため実測が行われた。

実測は、「地租改正ニ付心得書」にもとづいて、土地の境界を明らか

にし、官・民地の区分を定め、土地所有者を明確にし、見取図を作成して地価の算定を行つた。これが算定には農民が選出した議員によつて行われたが、政府は前もつて予定の地価をきめ、これを各府県へ、各府県は各町村へ割当てる方法をとつた。したがつて実際には押しつけの地価決定であつた。

こうしてこの相税法は、農民の願いをよそに強引な手段によるところとなり、農民の不安を増す結果となり、これが決定に対し、多くの町村で反対する動きが発生した。

当時東春日井郡内の町村を主体に四十三か町村での反抗は、非常に激しいものであつたと歴史は記録している。本県では明治七年二月条例が告知されたが、この改正にそつて土地の測量などが開始されたのは、明治八年六月からであつた。

〔地租改正〕二閏スル告諭

(明治七年三月)

地租改正之儀、明治六年上諭及太政官第二百七十二号公布并改正条例共、別紙之通被仰出候御主意ハ、數百年来封建之旧風ヲ改メ、至当ノ税法ヲ一定セラレ候事ニ而、既ニ衆民モ知ル所之如ク、從前ハ各領主之制度ニヨリ其賦ノ厚薄平均ナラズ、故ニ作益之幸不幸モ亦歛シテゼズ、元來租税ハ國之大事衆庶休戚之係ル所ナレバ、其勞逸甘苦ヲ同フセズンバ在ルベカラズ、依之、去ル壬申年來、地券証ヲ授ケ、其界ヲ正シ、地主ヲ確定セラレ、統テ今般金固一途、田畠貢納之法ヲ廢セラレ、更ニ券面地価百分ノニヲ以地租トシ、猶追追物品之税則ヲ立ラレ、之ヲ一般ニ施行シ、其税高相應之公収ニ相成候得者、隨テ地租ヲ減少シ、終ニ百分ノ一二相帰シ候事ニ付、庶民一点之疑惑ナク、調査之砌ハ有体申出、差圖ヲ可受候、此旨区戸長ハ勿論、有志之者トモ申合セ、篤ト御趣意ヲ会得シ、末々之者ニ至迄懇切ニ相諭ヌベシ、抑方今ノ御政道タルヤ公明正大ニシテ、聊モ偏頗親疎之別アルニ非ズ、能々茲ニ注意シ、倍天恩ノ高大ナルヲ仰ギ、各正路ニ業ヲ励ミ、務テ国産ヲ振起シ、皇國ヲ保護シ奉ベキ心掛け肝要タルベシ、必ス心得違致間敷候、此旨管内無済告諭スル者也。

(「愛知県布達類聚」)

この作業のなかでとくに問題となつたのは、地価の査定法である。前述のように各町村、各郡で、『地位銓評議員』を選出し、各郡、各町村の順位を定め、収穫を査定することに規定されていたが、これは形式的なもので実際には、上級の相当官が指示するところによつた。

期待した地租改正の結果は藩政時代の上田の反収見込みをこえ、また面積においても三割乃至四割も増加した地域があつた。したがつて旧租税にくらべ、田地で二割二分余り、全体で二割弱の増税になつたといわれている。

各村は明治一二年五月に収穫量査定の改正、軽減を望む嘆願書を提出した。

こうした事態に対処し、その後村位銓評のやり直しされることになつたが、その内容、方法は十分農民が納得するものではなく、むしろ各町村の対立を紹く結果となつたが、明治一二年二月旧藩徳川家の資金貸与と更訂をその実施するということで、多くの町村における異常事態は終つた。

このような経緯であつた地租改正は、古来からつづいた土地および租税制度を一変する画期的なものであり、区々であつた租税制度は改革され、農民負担の均衡は図られ、同時に農民解放の多くの措置がとられることがとなつた。すなわち、

- (1) 土地所有については従来の地租納稅者である、「耕作人」を土地所有者とし地券を発行する。
  - (2) 古来の土地制度に対する封建的な束縛をすべて排除し、土地売買の自由、作物の制限の禁止。
  - (3) 物納(米)であつた地租を金納とし、豊凶に拘らず定率地租、すなわち地価に対し百分の三とし、これを徵収の基準とする。(明治一〇年地租の定率は百分の一・五に減租された。)
- これらがおもなものであつた。

本県においてはこの事業が、明治八年六月着手され、同一年一月に終了した。その面積、地価、地租はつぎのようであつた。（県史第三卷より）

総面積 二五七、八二三町  
総地価 七〇、五九六、〇三四円  
総地租 二一一七、八八五円 七九三

本町における当時の状況をみると、詳細な資料はあまりないが、下小口酒井史朗宅に所蔵されている古文書には、地租改正に関する村人の様子をうかがうことができる。

この古文書は明治元年五月に発生した“入鹿切れ”によつてもたらされた地内農民の窮状を訴え減租を願つたものである。

表2-36 明治八年改正の反別と貢租（大口村誌より）

合計		外秋豊大余河小	大字名	田 反 別
坪	田	屋敷	北口	
五〇	四一	五二二九八二一	一九七町	
八三	八三	三五六三一五五	三〇九	
三六	二六〇	一八五五六三三	八五町	
二八	五一三	〇五五四五二四	八一六四	
七七	五六三一	一四九六八二	二四町	
五六	六三一	九四六八四六	七六〇	
九四四	六七	一一六九一	三〇九五七町	
六七	一八	一一二二一	七八一	
九、七三八	九〇八	二、九九八	二、四〇九円	貢 租
乙ノ	乙ノ	乙ノ	乙ノ	田 村
九〇	七六	一三	一一	
乙ノ				畠 位
二三	一一	一〇	四八四	
乙ノ	乙ノ	乙ノ	乙ノ	宅 地
八八	八八	八八	八八	？九

願

当村儀明治元年戊辰五月入鹿溜池破壊ニ付耕地ハ勿論村落家屋等過半倒産シ溺死人百四拾有余名有之古今未曾有ノ水害ニ而旧今尾藩、旧名古屋兩藩ヨリ御仁愛ヲ以テ御救小屋及扶食御手當等下賜漸ク炎雨ヲ凌ギ露命ヲ棄ギ然ル后耕地開墾ノ精力相立候処、前条ノ次第二テ開拓ノ資本等更ニ無之銘々親族ノ多力ヲ以テ同年冬日二至全地三分通開墾イタシ候処通常ノ砂入荒トハ違イ道路橋梁等堤防始メ容易ニ興復ハ不行届、段々旧今尾藩ヘモ全地再墾ノ方法及歎訴候処、旧藩ニ於テモ冗費多之折柄開拓金等ハ更ニ御貸下モ無之殆ド困却仕一同不相応ノ金額ヲ借入努力激励ヲ以テ墾開仕候得共未ダ地味肥沃回復ノ功ヲ無之前条地借金ノ償却法等不相立ヨリ破産ノ者モ不少然ニ今般地租御改正ニ付通常ノ収穫被仰付而ハ前頭自費開墾ノ労難補候條何卒出格ノ御仁愛ヲ以テ他借金厄償ノ法相立候道自費開墾丹誠之廉々深ク御斟酌被成下等々収穫仰付候様旁歎願候也。

明治九年十一月廿四日

## 第四区丹羽郡小口村

地主物代 近藤徳兵衛

組長 タ 酒井市郎右工門

用係 ク 笹山宇平次

大塚繁一郎

大塚繁一郎

書面自費開墾丹誠相違無之候也

副戸長 仙田濱藏印  
区長 五十嵐正知印

書面荒地再塑ノ個所地味從前ニ立戻兼候分ニ限り地位ニ斟酌スルハ妨ゲナシト雖ドモ特ニ下等ノ収穫ヲ附候義ハ不相成尚詳細ノ義ハ方面主務官ヨリ可及差図事。

明治九年十二月一日

愛知県印

地直金勘定書

一、旧反別

内反別

此内

式百四拾四町四反七畝拾五步

六拾八町四反九畝廿四歩五厘

三拾老町五反五畝廿八歩式厘

九町八反七畝廿四歩

千四百八拾円六拾六錢

廿七町〇六畝式歩三厘

七拾五町三畝壹歩五厘

内反別

此費

中荒地年季組 生自費開墾地印

此内

此費

内反別  
此内

三拾弐町八反五畝拾弐歩  
拾弐町弐反五畝廿七歩  
千八百三拾七円九拾疋

廿九町九反壹畝廿弐歩  
百町九反四畝拾九歩五厘

六拾五町七反四畝拾七歩弐厘

拾町五反八畝廿壹歩

千五百八拾七円三拾壹疋五厘

廿四町六反壹畝拾壹歩壹厘

前願之通地直シ金相掛リ候間□通り上申候也

右村地主惣代

用 係

酒	仙	近	生	自	生	自	費	開	墾	地
井	田	藤	生	費	地	荒	地	年	季	
孫	彦	徳	自	開	年	地	年	季	中	
八	吉	兵	費	墾						
(印)	(印)	衛	(印)							

## 手 続 書

第四区 丹羽郡小口村

地租御改正ハ、至大至重之事業タルハ固ヨリ論ヲ俟ス、○至当公平之御趣旨ヲ奉戴仕リ候へ共、第二方面改租係官吏公務上御取扱二付彈圧之事情有之哉三相心得依テ概恭ク謹而奉上訴候

## 幣村儀ハ

明治元年戊辰五月入鹿溜池堤防及破裂此水難事情筆端陳述シカタシ耕地一般再ビ開拓致極難ノ地種々御座候、然ルニ今般御改正二付通常ノ收穫申請候儀ハ不行届候間村位組立以前昨九年十一月耕地起返ニ付追々他借金ヲ以自費開墾之事情ニ付概略書面ヲ以下等之收穫被仰度旨奉歎候処、荒地再墾之箇所地味從前ニ立戻り兼候分ニ限り地位ニ斟酌スルハ妨ナシト雖特ニ下等之收穫ヲ付候儀ハ不相成、尚詳細之儀ハ方面主務官ヨリ差図可及ト御指令洛有之候、然ルニ、本年一月布袋野會議所ニオイテ郡議員ニテ當郡内村位ニナニ等二組立、幣村儀ハ十一等乙二組入予定之表目ヲ示シ受書可差出旨御談ニ相成候処承状不仕地力相当之稅額ニ候ハバ申請候得共、前頭御指令之廉有之郡議員ニオイテ別様斟酌相成候ハバ承諾可仕ト申出候処、其儀不能旨申答ニ付村民私見ヲ張り候様ニ御座候得共水害後地力無ニ付請書進呈不行届候処、二月十八日改正係官吏及総代人区更貞等御入村相成御説論ニ付村位ナルハ予定ノモノニテ、村位ニ同而收穫ノ賦スペキ譯ニアラズ、何等ノ廉ヲ以不服申券ルヤ頑民想像ヲ以政府ノ旨趣ヲ釀シ剩郡中ヲ動搖スル杯ト意外ノ御嚴談ニテ寒風ノ際欽喰抱留等被申付候依テ官内一村タリトモ御斟酌有之候節ハ當村地力相当御改訂被成下旨奉願置不得止村位請書進呈仕リ候。

其後四月中旬、当所天、寺ニオイテ郡議員收穫量予算之節、通差之分賦法ト○承知罷在且亦格分高稅之御見込此併通差ニテ分賦相成候而ハ御請之儀、不行届依而先前御指令通り御斟酌及主務官ヨリ御指令之廉郡議員之書而ヲ以尋問仕候處右書面郡議員ヨリ第二方面ヘ伺相成別様斟酌之義ハ不相成郡議員見込之通り更定然上ハ、村位ヲ換動スル等不相成旨被仰聞因而斟酌指揮スル廉郡議員ニ関ス

ル○無之當右等ハ其筋へ伺出可然御談示ニテ書面却下相成候、然ル后地味從前ニ立戻リ廉候分及昨今再拓シ地味原形ニ復回シカタキ地種ニ限リ綿密取調書面、繪図面ヲ以荒地之部江御編入奉願其后官吏検査トシテ御入村相成其後、五月三十日付ヲ以書面願上之趣難聞届候条地力相当之納稅候義ト可相心得事ト御指令相成然処、六月上旬不思〇、官ニテ村位達觀ヲ以テ穂量御分賦御聞定相成当村茂格外増稅御分賦表目御下附頗々新租願書進呈可致旨御督責之処村民一同感愁寵在候、同下旬改租係官吏稻置村出張先ニ而右願書可差出旨御説諭相成候得共如何ニモ弊村之地力ニ不〇ヨリ一同不服申立居候處、七月八日荒木殿布袋野會議所江御出張御説諭相成候得トモ不服申立歎願書難〇之事條書面ニ陳述シ出願可仕候申答候處今日ヨリ歎願之義ハ相廢止シ候条強願ト記載可〇出致、又ハ明治天皇之勅令を相省キ可申致速ニ新租願書進呈可致〇右三ヶ條之内一事ニ相更迅速請書進呈可中〇御嚴令ニ恐懼シ退出ヲ願一ト先ニ村之上地主一同會議仕居候處協議不能然ルニ同月中改租係官、区吏員等御入村相成右請書〇〇〇〇〇天皇陛下ヲ脱籍シ外国江転住可致者哉御理解、御嚴談ニ付御管内一村タリトモ減租相成候得ハ当村斟酌被成下度旨出願仕御指令ヲ戴キ依而一時請書進呈ハ仕候〇併御制規之難形ニ新租奉願度ト御座候〇新租奉願度之文字義ハ記載御除キ被下度御許容奉願候處御〇〇無之ニ付終ニハ御難形之通相認進呈仕〇候得共全官吏之御説諭ニ服シ候義ニ〇〇〇其節御嚴談之滅ニ恐怖シ願書進呈仕候〇〇ニ御座候然ルニ地券御發行ニ付御布告數号御規則及心得書、御告諭等御領布相成居候處其意ヲ不得共右之条件ニ頑民ヲイテ〇〇〇全曲壓之御説諭哉ニ奉存日々〇〇罷在候處其後十月六日改正係官吏稻置村御出張先ニ而地価〇キ期限ヲ決シ進呈可致旨御談示相成之處管目分賦方不行届來タ着手固〇罷居候然ルニ村位初御更調印仕無候、私共江人民ヨリ不服相通リ私共ニ於テ御更仕候事条ハ前頭御嚴談ニ付極ナク調印仕候得共地力相当之稅額ニハ無御座ニ付倒底難行届事ニ候、依テ其後一時願書調印御取消願並ニ前条之主務官御差圖之廉等第二方面江奉願候處今更〇〇扱〇主務官ヨリ差圖之廉等是等モ其際ニ〇〇弁解可致旨〇〇聞不得止又〇奉願候、何卒前頭御指令旨趣之通御指図被成下隣村類地比準ヲ以テ地力相当之穂量御申付可相成招所〇御願等前初ヨリ今日迄之大畧手続書奉上申候也。

明治十年十二月

租税制度を確立し、土地の所有権を明らかにし農村の近代化への歩みを進めた「地租改正」は、その主柱であつた地租の金納化により、農村に貨幣経済の浸透を進め、この結果、農民は景気の移行・物価の変動に大きな影響をうけ貧富の格差は広がりをみると至つた。

また金納制度は、政府にとつては作柄の豊凶による歳入の変動がなくなつた反面、農民には凶作時の納入が困難になり、これがため土地を手ばなす事態も数多くなり、ここに地主と小作人の関係ができ、土地所有の優位と相俟つて、地主が小作人を支配する関係は一層強くなつた。

旧来の小作慣行による“永小作権”に見られるような耕作者保護はうすれ、小作権や耕作権は法的に保護されなくなり、これが後的小作争議発生の原因ともなつた。

愛知県令	安 場 保 和 殿	田 掛	酒 井 孫 八	右 大 塚 興 兵 衛
		前 田 熊 太 郎	近 藤 德 兵 衛	田 山 地 九 右 工 門 笹 山 德 右 工 工 門
			酒 井 惟 弐	

## 金

融  
(イ) 概況

江戸時代から明治の中頃まで一般金融は質屋、高利貸豪農などが中心となつて行つていたが、経済の発達する中で“頼母子講”が多人数の共同組織によつて生まれ、それ以後報徳社、銀行、郵便局、産業組合などがしだいに金融事業の拡大につとめた。

本町においても頼母子講、銀行、産業組合ができ、産業の発展に大きな貢献をした。

明治五年に國立銀行条令の發布をみ、以来銀行設立のきさしさはしだいに増加し、明治二〇年以後郡市を中心に銀行の設立は、金融機関利用の増大と相俟つてしまいに増加し、貨幣経済はいよいよ前進した。

表2-37 農地価格 (標準価格10a当り)  
(県史より作成)

年度 区分	田	畠
	円	円
明治6年	47	16
明治23年	62	26
明治32年	132	58
明治41年	196	90

表2-38 小作料(水田10a当り)

年度 区分	収穫米	小作料	割合
	石斗升合	石斗升合	%
明治6年	1 3 1 2	8 9 2	68
明治18年	1 6 7 2	9 7 0	58
明治41年	1 9 8 0	8 9 8	54
大正5年	1 9 0 8	9 7 2	51

表2-39 米価(1石当り)  
(県統計資料より作成)

年次	米価	年次	米価
明治元年	円錢 5.98	明治35年	円錢 12.67
明治5年	3.88	明治40年	16.42
明治10年	5.55	明治45年	20.69
明治15年	8.86	大治2年	21.44
明治20年	4.99	大正5年	13.66
明治25年	7.34	大正10年	30.89
明治30年	11.88	大正14年	41.57

※

## 地租改正時調査の米麦価格

米価	1石当り	4円87錢
麦価	〃	2円60錢

上記の米価は地価算定の時、尾張一円で採用された。

## (ロ) 賴母子講

貨幣経済の発達につれ中世から近世へ、そして明治、大正、昭和初期まで続いた賴母子講は、現在のように金融機関やその制度が確立されていなかつた昔は、民間の金融機関として部落、仲間同志あるいは同業者の間で申合せをし大いに普及した。

賴母子講にはその目的地域などによつて、いろいろの種類があつた。

すなわち相続講、永続講、三百人講などであり、また村落の道路、用水の改修あるいは神社、寺院などの建立、再建などの公共事業の資金調達にも利用された。

一方多くの講は相互救済をも配慮し、規則をそれぞれ定めその必要に応じて講会を開きこれにあたつた。

したがつて民間の高利貸から借金し、高い利息の支払いに苦しむことが少なく大きな救いとなつた。

なお鎌倉時代には農村においてとくに、無利息、無担保でまつたく互助的、非常利的で加入している人々が、金を出し融通救済するものもあつた。

町内の旧家に所蔵されている賴母子講に関する資料の中には、文久三年（一八六三）ごろの三百人講などの「捷書」があり、この地方においてもこの種の民間金融が、広くおこなわれていたことが実証されている。

## (イ) 銀 行

経済の発展は産業振興のため、資金を供給する金融機関の整備が必要となり、政府は明治二三年銀行条例を制定し民間の銀行設立に力を注ぎ各地に設立をみた。

この地方では当時犬山、布袋、古知野（現江南市）に私立銀行が設立されたが、本町では設立をみなかつた。

しかしその後銀行設置の気運が現われ、まず小口村に村瀬銀行、犬山銀行の代理店が設置された。しかし両代理店ともその後業務の拡大もないまま廃止された。

また明治三八年四月、愛知起業銀行太田代理店が豊田に設置され、業務を開始したが明治四〇年四月に、これが村瀬銀行太田代理店と改称され以来大正一三年一〇月まで営業した。

また大正一四年六月には、丹葉銀行（西奈良子社本仁左エ門氏設立者の一人）が豊田派出所を東奈良子に開設し、秋葉神社入口右側に昭和四年四月まで営業を行つた。

これらはいずれも地域の振興に、大いに力をあたえ、とくに大正末期から昭和初期の深刻な不況のなかにあつて、農村庶民の金融機関として機能を發揮した。

こうした経緯のなかで大正七年六月、村内に待望の金融機関の設立をみた。

大正七年六月に大口村大字小口字田中二七に「大正無尽」（資本金五万円）が設立され、その後大正八年には商号を「愛知無尽」と変更するとともに、地元有力者の努力により業績は伸展した。

大正一一年には、業務の拡大に伴い、資本金、契約高いすれも増加するとともに、大口村大字小口字城屋敷一二五（小口城跡地内）に移転した。

ついで昭和二年八月には、地方産業の開発と振興を目指し立派な社屋が竣工した。以来、各種資金の貸付、貯蓄の奨励など積極的に行い、業務はますます拡大し、名古屋、一宮など近在の市街地に多くの出張所を設けた。その後、金融の乱脈時代をのりこえ、昭和一四年には創立二十周年をむかえた。今日の中央相互銀行の前身であることは多くの人

が知るところである。

〈事業の概要〉

昭和一七・二……名古屋無尽(株)・(株)愛知無尽の二社が合併し愛知無尽(株)を設立

昭和一九・五……勸業・東海・愛知無尽三社合併し愛知合同無尽(株)を設立

昭和二三・二……中央無尽(株)に商号変更

昭和二六年一〇……(株)中央相互銀行に転換

(二) 信用組合

明治三三年産業組合に関する法令が発布され、農民を母体として発達した金融機関に信用組合がある。これは現在の農協金融部の前身といえる。

信用組合は、組合員に必要な資金の貸付および貯金の便宜を目的に業務の推進が図られ、利用度は高く、業績は大いに伸展した。

当時設立された組合は、余野、小口、河北の三組合で金融業務をもち、農家の便宜をはかった。

これらの組合業務はのち、大口村農会、大口村農業会の歴史のなかで進歩発展し現在の大口町農業協同組合金融事業へと受継がれてきた。

往昔から農業本位であった本町では、商業、工業いずれも余り発達せず、産業化は活発ではなかった。

商業の状況をみると、住民の日常生活にあつた日用品を売る雑貨屋があつたぐらいであり、当然住民の日用品の購買範囲もせまく十分用をたしていた。

商 工 業

商業の状況をみると、住民の日常生活にあつた日用品を売る雑貨屋があつたぐらいであり、当然住民の日用品の購買範囲もせまく十分用をたしていた。

しかし、大正時代になつて産業化の進展をみるなかで、消費生活の拡大から商業の発達もみられ、各種商店の発生をみた。

大正時代末期から昭和初期にかけての業種別調べによると、養蚕と結びついた業種に桑問屋八軒、繭糸業三軒、種苗業十四軒などが目立ち、このほか肥料商五軒、雑貨商十七軒が営業している。また、住民の生活様式の変化を表すものに、呉服商四軒、髪結業四軒、八百屋一軒、古物商一軒などがあつた。

工業では、明治三十一年には養蚕の増加、絹糸の輸出量の増大に刺激されて、村内にはしだいに機屋（織布業）製糸業が現れた。

村誌によれば、明治四十一年頃、秋島に織布工場ができるにつづき、大正七、八年ごろを最高に大正末期には多くの工場が操業をした。また製糸は小規模ながら各所で行われており、大正九年余野地内に創設された大口製糸は代表的で、最盛期には三〇〇人余りの従業員で、生糸の生産は年々大きな業績をあげ、本村産業の進展に大きく貢献していたが、その後経済界の不況とともに操業能力をしだいに失つた。

このほか明治から大正時代にかけ村内で清酒の醸造を営む家が、小口地内（おちぐら）で二軒、豊田、大屋敷、河北地内（かほくちい）でそれぞれ一軒あり、これらは油、味噌、醤油の製造などを合せて行つていた。

**大口の水車**

水車は、多く江戸時代、元禄、享保期（一六八八—一七三五）に、精米、精麦、製麵、製糸用動力として普及発達し、農村では田畠の灌漑用としてもこれを利用した。

史書によれば、水車は日本書紀「推古紀」に「礎石を作る」とするされ、これが水車を動力として使用した最初のものとされている。

さらに「徒然草」に龜山殿の御池へ大井川の水を引く時、宇治の里人の水車技術によつて、大成功を収めた記事がある。また多くの絵巻には水車の図があり、かなり広い範囲で利用されていたことが考えられる。

この地方では木津用水路に「堰<sup>イダ</sup>」ができ、また五条川など用水路が除々に改修されるにしたがい、各地に多くの水車工場ができた。

大口町においては、五条川川筋の水力を利用し、天保年間（一八三〇～一八四三）より明治初期にかけ、六、七軒の家で水車業が始まり、のち九軒ほどになつた。

一般に水車を営む家は、「車屋」と呼ばれ朝早くから水車の廻る音、搗棒の音が景気よく聞こえ、村の風物詩とされていたが、時代の移り変わりとともにすべて絶え、現在わずかに大字豊田字御供所社本銳郎宅と大字小口字下小口西村春雄宅に、水車跡の名残りをとどめているのみである。

水車は、灌漑用水を利用するため明治時代には、県の許可が必要とされ、水車の規模、能力、つき賃など詳細に記載し届出をすることとされていた。

明治六年九月当時の小口村副戸長酒井惟式氏より出された、「水車御届」（下小口新田酒井史郎氏所蔵）によれば、

### 水車御届

第四大区九小区丹羽郡小口村

西 村 金 八

### 一、水車業

但 天保五年四月 頤濟

車 壱ヶ所 春棒 拾本 挽磨 壱  
 穀數春上年間平均一日二壹石宛春貨六錢六厘六毛、小麦挽年間平均一日二壹斗宛此挽貨三錢六厘六毛、是迄稅金壹分宛年々上納仕來申候。

右之通ニ御座候。

明治六年九月 右 西 村 金 八 Ⓛ

一、水 車 業

但 弘化元年五月 頤

春棒 壱ヶ所

式拾一本

挽磨 式

第四大区九小区丹羽郡小口村  
伊 藤 重 吉

副 戸 長

酒 井 惟 式 Ⓛ

穀數春上年間平均一日二壹石武斗宛春貨八錢、小麦挽年間平均一日二壹斗武升宛此挽貨四錢七毛、是迄稅金壹分式朱ヅツ年々上納仕來申候。

右之通ニ御座候。

明治六年九月 右 伊 藤 重 吉 Ⓛ

第四大区九小区小口村

副 戸 長

酒 井 惟 式 Ⓛ

とある。以下當時水車業を営んでいた家の分布略図を記する。

#### 〈分布内訳〉

○古木津用水利利用により上小口荒井松下にて一個所。○五条川用水利利用により中小口六部橋一個所、下小口天神橋下三個所、大屋敷長念橋上、五条橋上各一個所、豊田奈良子秋葉様裏一個所、御供所宮浦下一個所、以上九個所。  
 こうして灌漑用水を利用し、営々として栄えてきた大口の水車業は村人の生活を支えるとともに、今日の近代的發

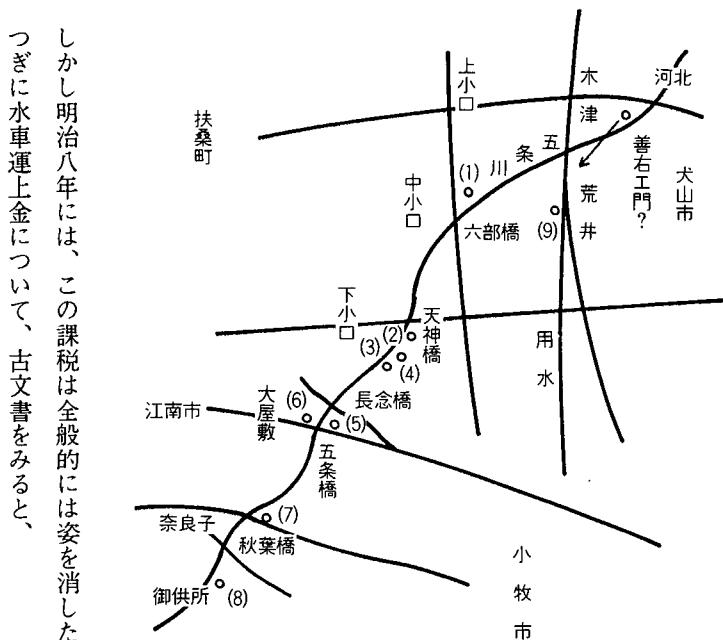


図2-87 分布略図

展への基盤となつたといえよう。資料にもしるされて  
いるように、一日の作業能力、そして搗貨、挽貨など、  
また運上金（営業税）の実態など、往時の経済社会の  
一端を考察することができよう。

一日の作業も朝早くから夜遅くまでかかる。三俵  
前後の精米であり、しかも升目（量目）の減少を極力  
さけ七分か八分搗であったといわれる。また搗貨、挽  
貨についても、今日とはもちろん比較にならない。

こうした営業の中で、水車運上金は水車及び稼高の  
大小によって差異はあったが、かなりきびしいもので、  
五年を年季とし、満期にはこれを検討し変更がなされ  
た。なお上納はすべて金納であった。

史料によると、大口の水車は明治初年には、大体ど  
の工場も年々壹分内至壹分五厘ぐらい納めていた。

しかし明治八年には、この課税は全般的には姿を消したと記録されている。  
つぎに水車運上金について、古文書をみると、

乍懇奉願上候御事

小口村

## 一、水車壱ヶ所

私、水車職之儀、御運上金壱分ヅツ年々上納仕候而去式年マデ五ヶ年限ヲ以テ御免被成下難有仕合奉存候、付テハ御年限明ニ相成候間當亥年ヨリ卯年マデ五ヶ年ノ間、是迄ノ通り年々御運上金壱分ヅツ差上御年限残シ被仰付候様仕度奉願上候、

右願之通り御聞済被成下置候ハバ是ニ難有仕合可奉存候 以上

亥正月

右村 金八  
同所 孫八

河原一太郎様

御陣屋

右金八、孫八御願申上候通り相違無御座候付奥印仕候、以上

## 大口町における動力源水車工場の分布（木津用水史より）

利用用水名	水車工場の所在地		当初經營者名
	(1)	(2)	
古木津用水	大口村大字小口四〇六番戸	寺沢長太郎	
五条川	丹羽郡小口村六一一番戸 丹羽郡小口村六三一一番戸 丹羽郡小口村三六八番戸 丹羽郡小口村中川原八番地	西村金八 酒井収衛 酒井一衛 仙田庄兵衛	(3) 寺沢光次 (4) 西村春雄 (5) 下小口・本郷 (6) 丹羽郡太田村全太屋敷二番戸 丹羽郡太田村全太屋敷三番戸 丹羽郡太田村全太屋敷五番戸 丹羽郡小口村
(8) (1) 社本録郎	仙田浅一	(2) 中小口 同人	(7) (8) 部落名 五条川 丹羽郡太田村全太屋敷一 丹羽郡太田村全太屋敷二 丹羽郡太田村全太屋敷三 丹羽郡太田村全太屋敷四 丹羽郡太田村全太屋敷五 丹羽郡太田村全太屋敷六 丹羽郡太田村全太屋敷七 丹羽郡太田村全太屋敷八
豊田・御供所			
利用用水名	水車工場の所在地		当初經營者名
	(1)	(2)	
丹羽郡太田村全太屋敷一 丹羽郡太田村全太屋敷二 丹羽郡太田村全太屋敷三 丹羽郡太田村全太屋敷四 丹羽郡太田村全太屋敷五 丹羽郡太田村全太屋敷六 丹羽郡太田村全太屋敷七 丹羽郡太田村全太屋敷八	伊藤重吉 社本彦兵衛	(3) 大森浅十郎 (4) (5) 大森定男 (6) 丹羽邦憲 (7) 大屋敷・幼川 江南省在住	(1) 丹羽佐兵衛 (2) 丹羽幸太郎 (3) 丹羽邦憲 (4) 丹羽邦憲 (5) 丹羽邦憲 (6) 豊田・御供所 (7) 豊田・御供所 江南省在住

右村庄屋  
市郎右工門

\* 尾張徇行記、河北村記事の中に

1 川北村善之右エ門水車、古義ニ小口村地ノ内ニ取立運上金  
 (二分之一)  
 二両ヅツ差上、と記るされている。

明治の頃は農家の副業的なものが多く近所や村内の家から委託される米や麦を搗く作業で米の搗貢は一俵（明治末期）二十銭位であったようで、当時米一俵が五円五十銭前後、大工賃が一日八十銭からすればかなりの収入であった。

こうした経緯のなかで、嘗なまれてきた水車業は、大正時代に入つて発達した石油発動機、また昭和時代になつての電力の活用によつて、水車はその必要性がまったく無くなり、姿を消すところとなつた。

### 第三項 兵 制

#### 徵 兵 制

明治元年兵部省は、各藩はその石高に応じて兵を徵集し、陸軍の常備兵を編成するよう命じ、加えて明治三年には各藩常備編隊規則、徵兵規則を定め、従来の常備兵のほか、一般人民の中からも兵を徵集させた。

これが明治維新における徵兵制度の始まりであり、服役年限を四か年とし、年令二十才以上三十才までの男子で、



図2-88 水 車

所定の検査に合格した者と定めていた。

このような制度は明治四年の廢藩によりすべて消滅するところとなり、新しく全国統一の兵制が定められ、同時に東京・大阪・鎮西・東北の四か所に鎮台が設けられた。

明治五年一一月全国募兵の法を定め、徴兵令が布かれ、陸軍、海軍の二省が設置され、これまでの兵部省は廃止されることとなり、ついで全国募兵の法がつくられ、徴兵令の施行とともに全国の壯丁を兵籍に編入した。（徴兵令公布：明治六年）

徴兵令はその後たびたび改正され、明治九年には庶民の徴兵検査がはじめて実施されることとなつた。また明治一二年の改正では服役年限を十年とし、常備、予備、後備、国民の四役とした。

明治二二年の改正ではこれがさらに強化され、十七才以上四十才までの男子はすべて兵役に服することが義務づけられた。

そして現役は陸軍四か年、海軍三か年とし、予備が終わった者で編成された後備役は五か年とした。こうして兵事に関する事務が増加するとともに、町村において兵事係が設けられ、徴兵に関する事務を執行した。

つぎに当時の徴兵検査は、毎年四月より九月の間に実施され、人々の中には兵役に服することを忌避する者が

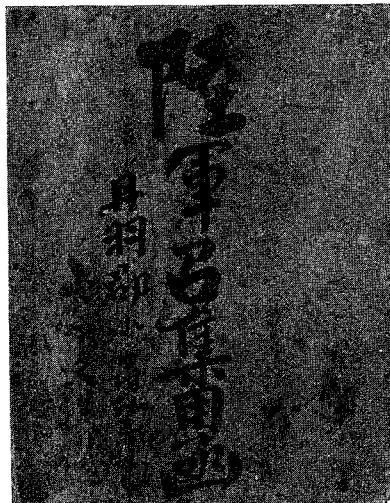


図2-89 召集用函